

令和5年(ホ)第30087号 宗教法人法違反事件

当事者 田中富廣

意見陳述書(2)

令和5年10月13日

東京地方裁判所民事第8部非訟係 御中

〒102-0083

東京都千代田区麴町4丁目3番地 麴町MKビル5階

福本総合法律事務所(送達場所)

当事者田中富廣代理人

弁護士 福 本 修 也

電話 03-5212-2223 FAX 03-5212-2224

〒160-0023

東京都新宿区西新宿1丁目20番3号

西新宿高木ビル8階 鐘築法律事務所

同 弁護士 鐘 築 優

電話 03-6890-3271 FAX 03-6890-3341

〒213-0002

神奈川県川崎市高津区二子5-8-1第3井上ビル2階

高津総合法律事務所

同 弁護士 堀 川 敦

電話 044-281-3746 FAX 044-281-3749

本意見陳述は、本件過料事件通知書（以下、「過料通知書」という。）中「第4」記載の法律上の主張に対する反論を行うものである。

記

第1 過料通知書第4・2「民法の不法行為法上、違法と評価される行為や公序良俗違反と評価される行為が法81条1項1号所定の『法令に違反』する行為に該当すること」に対する反論

1 総説

本項の文部科学省（以下、「文科省」という。）の主張を、提出済みの意見陳述書(1)及び法律意見書等（乙1～乙3）の論旨に照らし合わせて見れば、その誤りは一目瞭然である。

文科省は、民法第709条が「賠償規範」であって、不法行為の定義である「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害（する行為）」に該当するか否かは、同条の外にある法秩序が設定した実定法規である禁止規範・命令規範（刑事法規又は行政取締法規）又は「公序と呼ばれる不文の秩序（＝社会的相当性）」に照らして評価・判断される（乙1：添付資料3「注釈民法(19)債権(10)不法行為」33～35頁、潮見佳男「不法行為I（第2版）」2，4頁）という『不法行為における階層的規範構造』を理解していないため、民法第709条の規範とその外に存在する規範の区別が付かず、両規範を混同して漠然と不法行為を論じる自らの誤りに気付かないまま不毛な議論をしているものに過ぎない。

文科省の主張のより重大な欠陥は、同省が列挙する民事事件において世界平和統一家庭連合(以下、「家庭連合」という。)の信者等の行為が如何なる「法令に違反」（宗教法人法第81条第1項第1号）したのかについて、「法令」を特定していないことにある。法令が実定法規であることに議論の余地はなく、宗教法人解散という重大な不利益処分効果を

生むものである以上、解散事由となるべき行為が違反した法令条文を明確に特定しなければならない。そこでは、「法令には民法も含まれる」、「民事上の規律や秩序に反するもの」、「民法の不法行為規定（709条以下）や公序良俗違反（90条）」などという曖昧さは許されない。この曖昧さは、過料通知書第4・2の項目表題が

民法の不法行為法上、違法と評価される行為や公序良俗違反と評価される行為が法81条1項1号所定の「法令に違反」する行為に該当すること

とされていることに顕著に表れている。

実に驚くべきことであるが、本件過料通知書は、家庭連合又はその信者等が何法の第何条に違反したのかにつき主張していないのである。

以下、具体的な反論を行う。

2 不法行為が法第81条第1項第1号の法令違反に該当するか否かについて（過料通知書33～48頁）

(1) 第4・2(1)(2)について

ア 文科省は、

- ・ 法人とは、権利義務の主体を定めた基本法たる民法に基礎を置く法律に定められた存在であって、そのような法人の一つとして宗教法人法制が定められていることからして、その喪失に関わる制度である解散命令事由の要件の一つである「法令に違反」に関して、特に一定の法令等に限定すべき理由はないし、民法等の民事法上の規律や秩序に反する行為を、その事由から排除すべき理由は何ら存在しない（過料通知書36頁）。
- ・ 宗教法人について、民法上の不法行為規定の適用において違法と評価される行為や公序良俗違反と評価されるような民事法上の規律や秩序に違反する行為が認められる場合、こうした評

価値は、公共の福祉（民法1条）と無関係に与えられるのではないのであって、社会的にそのような行為が保護に値せず、あるいは許容されないものであることからこそそのような評価を受けるものである。そうすると、そのような行為が認められる場合、そもそも宗教団体が法人格を付与される趣旨・目的に反しているのであるから、もはやその宗教団体に、権利能力の主体たる存在として法律上の能力を与えたままにしておくことは不適切あるいは不必要というべきである。したがって、法81条1項1号にいう「法令に違反」には、民事法上の規律や秩序に違反する行為も含まれるというべきである（過料通知書39頁）。

などと主張するが、条文解釈の基本を外れた実に情緒的で非論理的な主張である。

法81条1項1号が「法令に違反」と規定している以上、違反の対象である「法令」を特定することが全ての始まりであるはずであるが、これに関する文科省の答えは、

法81条1項1号にいう「法令に違反」には、民事法上の規律や秩序に違反する行為も含まれる

というものであり、具体的な法令の特定（何法の第何条）を避けて曖昧にしている。なぜ、文科省は民法第709条違反（家庭連合に第710条、第716条～第718条の事例は皆無）とはっきりと明言しないのか。その理由の第1は、家庭連合の信者らが違反したとされるのが「公序と呼ばれる不文の秩序（＝社会的相当性）」であって、実定法規である法令ではないことが明かなことにある。当代理人は令和4年11月24日付法律意見書（乙1）9～10頁で上記指摘を明確に行っており、同省もさすがに否定することができ

ず、「『法令に違反』には、民事法上の規律や秩序に違反する行為も含まれる」という言い回しで「秩序違反」を忍び込ませてきたのである。今1つの理由は、不法行為制度について詳しく説示した最高裁判所判決(最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁)が存在すること及び法律実務において「民法第709条違反」という概念が存在しないことにある。同省が「民法第709条違反」と言わずに「民事法上の規律に反する」という間接的な表現を用いているのはそのためである。同省は、『不法行為における階層的規範構造』を理解しておらず、民法第709条の中に禁止規範・命令規範が潜在的に含まれていると誤認しているため、上記のような表現になっているのである。

なお、同省は、「公序と呼ばれる不文の秩序(=社会的相当性)」が民法第90条の公序良俗違反と同じものと理解しているようであるが(過料通知書40頁, 46頁)、同条は法律行為の効力に関する規定であって、事実行為である不法行為とは関係がない(前掲「注釈民法(19)債権(10)不法行為」34～35頁)。したがって、不法行為に同条を引用して法第81条第1項第1号の法令違反とすることはできない。

イ 文科省は、過料通知書39～40頁(ウ)において、不法行為判例に出てくる「違法に侵害」、「不法行為の違法性」、「不法行為法上違法」などの表現を列挙し、民事上の規律や秩序に違反する行為も法第81条第1項第1号にいう「法令に違反」に含まれると主張する。

しかし、当代理人はこのような主張を予め見越した上で、前掲法律意見書10～11頁で不法行為に関する「違法性理論」について解説を行い、不法行為で論じられる違法性が同号の法令違反とは異

質なものであることを指摘していた。にもかかわらず、このような主張をする文科省のため、以下、噛み砕いた解説を施すこととする。

「権利侵害」の要件を「違法性」に置き換える違法性理論はかつての通説であったが、これを『不法行為における階層的規範構造』から解説するならば、次の通りである。

ある行為が民法第709条の外にある法秩序が設定した実定法規である禁止規範・命令規範（刑事法規又は行政取締法規）により不法行為（故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害する行為）と評価される場合、当該行為は刑事法規等に違反しているわけであるから法令違反となる。違法性理論ではこれを捉えて不法行為の要件である違法性（＝権利侵害要件の読替え）と呼んでいる。また、違法性理論では、「公序と呼ばれる不文の秩序（＝社会的相当性）」に違反したと評価される不法行為類型においても、これを同様に違法と呼ぶことで違法性の要件に充てている。すなわち、後者の不法行為類型で言う違法は「公序と呼ばれる不文の秩序」に対する違反を指して言っているのであり、これは実定法規である法令に違反したものとは全く意味が異なる。ちなみに、前掲「注釈民法」33～35頁は、執筆当時の通説であった違法性理論（相関関係説）の立場から、「違法性の判定」の項目で外部規範を分類しているものであり、この観点で同書を読み直せば、上記解説への理解が深まるはずである。

したがって、かつての通説に依拠していた時代の不法行為判例に表れる「違法」という言葉をいくら並べたところで、法令違反を伴わない不法行為類型との関係では無意味である。

ウ 文科省は、

法81条1項1号が解散命令事由を「法令に違反して、著しく

公共の福祉を害すると明らかに認められる」と定めているとおり、「法令に違反」する行為の存在だけで即座に宗教法人の解散が命じられるわけではなく、「法令に違反」した結果、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」行為でなければ解散命令の事由とはならず、「著しく」、「明らかに」という文言が用いられ、その行為が「公共の福祉を害する」と客観的に明白であることを要求している。このように、法は、「法令に違反」にはあらゆる法律、命令等に違反する行為が含まれるとする一方で、そのみならず、その結果として、客観的に公共の福祉が害されるという事実をもって解散命令の事由とし、影響が軽微で形式的な法令違反に過ぎない場合や実害の乏しい場合を除いている（前掲渡部 378 ページ、井上恵行「宗教法人法の基礎的研究」414 ページ）。その趣旨は、「軽い法令違反ということで解散にまで持って来るのは少し行過ぎだということは、当然公共の福祉についても考えられる。それでその関係から『著しく』ということを追加したわけであります。それは実質的には公共の福祉と法令に違反するということを、同じく形に結び付けて、ここで両者形式的に法令の関係と実質的な公共の福祉と結び付けて明らかにするということを、ここでは予想しておる次第でございます。」という政府答弁にも示されているところであり（昭和 26 年 3 月 24 日参議院文部委員会）、「法令に違反して」については、特段の限定のない形式的な要件と位置づけつつ、他方で、「公共の福祉を害する」の要件については、「著しく」「明らかに」を付加することで法 81 条 1 項 1 号所定の解散命令事由を相当な範囲に限定するための実質的な要件と位置づけるというのが立法者の

意思であったというべきである。

と主張するが（過料通知書41頁）、これもまた実に情緒的で非論理的な主張である。そもそも、

「法令に違反して」について特段限定のない形式的な要件と位置づけている

とする意味が不明であるが、推察するに、

法81条1項1号所定の「法令に違反」の「法令」には、文理上、何ら制限はないし、ここにいう「法令」とは、すべての法令を意味するのが当然のことと理解され、あらゆる法律、命令、条例などが該当すると解されている（近藤崇晴「最高裁判所判例解説(民事篇)平成8年度」85ページの注11、前掲渡部 蕨378ページ）。

との主張（過料通知書36頁）を指し、「法令と名がつくものは何でも入る」という意味ではないかと思われる。要は、「法令」の間口は広く開けておいて、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」という要件で絞れば良いという趣旨であると推察される。同号の「法令」がその語義において法律・命令等の実定法規を指すことに議論の余地はない。しかし、「違反」の概念が成り立つ法令の規定が自ずと限られてくることについては、意見陳述書(1)5～6頁及び令和4年11月24日付法律意見書(乙1)3～6頁で詳論した通りであり、これは条文解釈の基本中の基本である。違反という概念が成り立たない法令の規定は同号の「法令」に入りようがない。まして文科省がいう「民事法上の規律や秩序」などという不明確な概念は「法令」ではない。

文科省は、

「法令に違反して」については、特段の限定のない形式的な要

件と位置づけつつ、他方で、「公共の福祉を害する」の要件については、「著しく」「明らかに」を付加することで法81条1項1号所定の解散命令事由を相当な範囲に限定するための実質的な要件と位置づけ

ているというが、むしろ論理が逆である。「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」の要件から、違反の対象となるべき法令が「公共の福祉を守るための法規範」に限定されるのである（乙1：5～6頁）。そして、法令違反を特定した後、改めて「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」か否かの要件判断に進むことになるのである。

冒頭「総説」（1項）でも指摘した通り、文科省は家庭連合の信者等の行為が如何なる「法令に違反」（法第81条第1項第1号）したのかにつき「法令」の特定を避けているが、重ねて言う、「法令に違反し」（同号）にいう法令の特定こそが法解釈・法適用の第一歩である。違反した法令の特定がないのに同号の解散事由が認められるはずもなく、法第78条の2に基づく報告徴収・質問を行うことなどできない。

(2) 第4・2(3)について

ア 文科省は、

東京高等裁判所決定平成7年12月19日判例タイムズ894号43頁「オウム真理教に対する宗教法人解散命令抗告事件」

（以下、「東京高裁決定」という）が「法が八一条一項一号（中略）において宗教法人に対する解散命令制度を設けたのは、宗教団体が、国家又は他の宗教団体等と対立して武力抗争に及び、あるいは宗教の教義もしくは儀式行事の名の下に詐欺、一夫多妻、麻薬使用等の犯罪や反道徳的・反社会的行動を犯したこと

があるという内外の数多くの歴史上明らかな事実に鑑み、同法が宗教団体に法人格を取得する道を開くときは、これにより法人格を取得した宗教団体が、法人格を利用して取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を濫用して、法の定める禁止規範もしくは命令規範に違反し、公共の福祉を害する行為に出る等の犯罪的、反道徳的・反社会的存在に化することがありうるところから、これを防止するための措置及び宗教法人がかかる存在となったときにこれに対処するための措置を設ける必要があるとされ、かかる措置の一つとして、右のような存在となった宗教法人の法人格を剥奪し、その世俗的な財産関係を清算するための制度を設けることが必要不可欠であるとされたからにほかならない。」などとし、法の定める規範に反することは指摘しているが、「犯罪」以外にも、「反道徳的 反社会的行動」という指摘をし、「犯罪的、反道徳的・反社会的」と列挙するなどして、明らかに、犯罪成立以外の場面も念頭に置いた趣旨を述べており、犯罪行為や行政法規違反に限定される趣旨は何ら述べていない。

などと主張する（過料通知書43～44頁）。

しかしながら、東京高裁決定が「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するものであって、しかもそれが著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」と判示する通り、「法令に違反」の要件は「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」に限定され、同判示の前に「宗教団体が、法人格を利用して取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を濫用して、法の定める禁止規範もしくは命令規範に違反し、公共の福祉を害する行為に出る等の犯罪的、反道徳的・反社

会的存在に化することがありうる」と言っているのも、「法の定める禁止規範もしくは命令規範に違反」したことが前提にあり、その結果、「犯罪的、反道德的・反社会的存在に化することがありうる」と言っているものに過ぎない。東京高裁決定のどこをどう読んでも、文科省が言うようなおかしい解釈が出てくる余地はない。

また、文科省は、

東京高裁平成7年決定の上訴審（特別抗告審）である最高裁平成8年決定においても、上記のとおり、「法は、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有してこれを維持運用するなどのために、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とし（法1条1項）、宗教団体に法人格を付与し得ることとしている（法4条）」として、そもそも法が宗教団体に法人格を与えようとする趣旨は、宗教団体に物的基礎を獲得させる等の宗教団体の担う活動による公益を保護するためであることを明らかにした上で、法81条1項1号等の解散命令事由が設けられた趣旨として、「宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにした」ものとしており、解散命令事由となる「法令に違反」が犯罪行為等に限定されるべき趣旨は何ら述べられていない。さらには、その判例解説においても、法81条1項1号等の趣旨を踏まえた同号所定の「法令に違反」の解釈につき、「原決定は、あたかも『宗教法人についての法令に違反』することが要件であるかのような表現をしているが、ここで『法令』とはすべての法令を意味すると解するのが当然である。」として（前掲近藤崇晴・判例解説85ページの注11），

東京高裁平成7年決定の上記判示に関連して、法81条1項1号にいう「法令に違反」の範囲を限定的なものとして捉えることが誤りであり、すべての法令を意味するものと理解すべきことを明確に示している。

などと主張する（過料通知書44～45頁）。

まず、最高裁平成8年決定が「宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わせめることが可能となるようにした」と判示したのは、法第81条第1項第1号～第5号の解散事由全体について概括して言ったものであり、同項第1号のみを指して言ったものではない。むしろ、意見陳述書(1)5～6頁でも指摘した通り、同決定は同項の解散事由が旧商法第58条の会社解散事由と同趣旨であると述べており、法第81条第1項第1号に相当する旧商法第58条第1項第3号の規定は刑罰法令違反に限定しているのである。

さらに言うと、「原決定は、あたかも『宗教法人についての法令に違反』することが要件であるかのような表現をしているが、ここで『法令』とはすべての法令を意味すると解するのが当然である。」とする前掲近藤崇晴・判例解説85ページの注11の記載については、甚だ疑問である。東京高裁決定が、

右規定にいう「宗教法人について」の「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」

としたのは、法第81条第1項本文及び同項第1号の条文の抜粋部分を「」で括りながら繋げて書き出しただけであり、違反対象となる法令を「宗教法人についての法令」と限定する趣旨ではない。上記箇所を読んでそのような誤読をする者はまずいないと思われる。

そして、同判例解説が「法令とは全ての法令を意味する」と言ったのも、「宗教法人についての法令」に限られないという以上のものではない。同最高裁決定が東京高裁決定の「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」という判示を肯認していることからすれば、同号の趣旨に基づき法令を限定することを当然の前提としている。

イ 文科省は、

刑罰法規や行政法規への違反は、同号所定の「法令に違反」に含まれるものであり、刑法犯はその一例であるとしても、犯罪の成立等が不可欠で本質的要素なのではなく、他人の権利利益を害し、あるいは社会秩序を乱すような、公共の福祉に反する事態を生じさせることにその本質があるのであって、私人間における違法行為でもそうした事態は当然生じるのであるから、
同号にいう「法令」が一定の性質のものや一定の範囲のものに限定され、私人間の違法行為が排除されるべきとはいえない。

などと主張する（過料通知書45～46頁）。

しかしながら、上記は同省が『不法行為における階層的規範構造』を理解していないことから来る誤りである。民法の不法行為規定は「賠償規範」であって、加害行為の一般予防や加害者に対する制裁・抑止を目的とする禁止規範又は命令規範ではない。私人間の加害行為を規律しているのは民法の不法行為規定の外にある刑法等の禁止規範又は命令規範であり、公共の福祉を保護しているのもこれらの外部規範であって、民法の不法行為規定なのではない（前掲最判平成9年7月11日）。

また、文科省は、上記に続いて

むしろ、民法の不法行為規定（709条以下）や公序良俗規定

(90条)は、私人間の規律としてこうした事態を規律しているものである以上、なおさらこれらを排除するべきではない。現に、宗教法人についても、「公序良俗、すなわち公の秩序または善良の風俗に反することの許されないことは、法律上の原則である(民法90条)。宗教活動は法律上の事項ではないが、社会秩序の中で行われるものであるから、この原理の適用を免れない。」ともされているところである(前掲渡辺一雄328ページ)。

また、直近においても、宗教法人審議会の委員で構成された「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」(令和4年10月25日)の審議において、「そもそも、宗教法人法第81条第1項第1号の法令違反にいう法令が刑法等の刑罰法規に限られるという根拠はない。」との見解が述べられているところである(参考資料63)。

などと主張する(過料通知書45～46頁)。

しかしながら、上記引用文献が法律行為の効力に関する公序良俗違反(民法90条)を誤って引用していることについては、既に指摘したところである。勿論、宗教法人が公序良俗違反の法律行為を行えば当該法律行為は私法上無効となるが、それと事実行為の評価に用いられる「公序と呼ばれる不文の秩序(=社会的相当性)」とは別物である。

また、理論的説明を欠いた「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」の見解など、何の意味もない。もともと、法第81条第1項第1号の法令違反にいう法令が刑法等の刑罰法規に限られるという根拠はないと言ったところで、民法第709条が同号の法令に入るかどうかは別の問題である。

さらに、文科省は、

東京高裁平成7年決定の「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」という判示は、刑法という刑罰法規を代表例として挙げているが、同決定の解散命令の対象が、大量殺人を目的として計画的に、組織的にサリンを生成した宗教法人であり、その犯罪行為を解散命令事由とする事案であったことから、当該事案に対する判断として記載されたがゆえに、こうした表現がされたにすぎない。

とも主張し（過料通知書46頁）、東京高裁決定が「事例判例」であると言いたいようである。

しかし、「違反」の概念が成り立つ法令の規定が自ずと限られてくることについては前述した通りであり、同決定が法第81条第1項第1号の趣旨に鑑みて法令を定義したのが上記判示である。同事案が重大な刑事事件であったことが影響して当該事例に特化して定義されたものではない（乙1：3～6頁）。

ウ 文科省は、

東京高裁平成7年決定の判示を前提としても、民法上の不法行為が実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反する性質のものであることは明らかであって、これが法81条1項1号所定の「法令の違反」に該当しないとすることはできない。

すなわち、大審院大正14年判決が「不法なる行為とは法規の命ずるところ若しくは禁ずるところに違反する行為を云う。」、

「同法(引用者注:民法)第709条は故意又は過失に因りて法規違反の行為に出で以て他人を侵害したる者は之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ずと云うが如き広汎なる意味に外ならず。」と判示しているほか、学説上も、「不法行為とは、

私的生活関係において他人の権利を侵害する行為であって、法秩序がその権利を保護するために、行為者の権利にも配慮しつつ設定した禁止命令規範に違反すると評価されるものをいう。」、「ある人の行為が不法行為と評価されるためには、その行為が法秩序の禁止命令に違反したものでなければならぬ。」、「過失責任主義のもとで、法秩序の禁止命令規範が向けられる評価の対象は、『人』の行為である（禁止規範に対する違反としての作為不法行為、命令規範に対する違反としての不作為不法行為）。」（潮見佳男『不法行為法Ⅰ（第2版）』2及び4ページ）、「法の禁止命令に違反する違法な行為がされた場合に、その行為者は、刑事責任の他に行政上の営業停止、営業許可取消し等の行政上の処分を受け、更に他人に損害を生じさせた場合には、民事責任によりその損害の賠償責任を負う。」（平野裕之「民法総合6 不法行為法（第3版）」4ページ）とされており、民法上の不法行為では、禁止規範又は命令規範違反にならないとの見解も、不法行為法について確立された一般的理解に反するものであって、誤りというほかない。

と主張する（過料通知書46～47頁）。

意見陳述書(1)11頁でも指摘した通り、上記は『不法行為における階層的規範構造』を理解せず、民法第709条の規範とその外に存在する規範（上記下線部参照）を混同することで漠然と不法行為を論じることから来る誤りである。文科省が自説を裏付けるものとして上記引用列挙する判例・文献の各記述は、全て『不法行為における階層的規範構造』から見て至極当然のことを述べているものである。

エ 文科省は、

本件宗教法人は、上記のとおり、最高裁平成9年判決の判示を根拠として、民法上の不法行為が禁止規範又は命令規範ではないと理解するようであるが、そもそも同判決は、「外国裁判所の判決のうち、補償的損害賠償等に加えて、見せしめと制裁のために懲罰的賠償としての金員の支払を命じた部分については、執行判決をすることができない。」旨を判示した事案であり、民法上の不法行為に禁止規範又は命令規範違反の性質があるか否かについての判断を示したものではない。

さらに、本件宗教法人が摘示する「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり（中略）、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない。」とする最高裁平成9年判決の説示部分も、その前に「カリフォルニア州民法典の定める懲罰的損害賠償（以下、単に「懲罰的損害賠償」という。）の制度は、悪性の強い行為をした加害者に対し、実際に生じた損害の賠償に加えて、さらに賠償金の支払を命ずることにより、加害者に制裁を加え、かつ、将来における同様の行為を抑止しようとするものであることが明らかであって、その目的からすると、むしろ我が国における罰金等の刑罰とほぼ同様の意義を有するものといえることができる。」との説示部分があることから明らかとなっており、カリフォルニア州民法典における懲罰的損害賠償の制度と我が国の損害賠償制度を比較対照して書かれているものであって、飽くまで各制度の目的ないし直接の効果を対比してい

るにすぎない。したがって、最高裁平成9年判決は、もとより、我が国における不法行為に基づく損害賠償制度の要件に適合した場合に、禁止規範又は命令規範に違反する性質を有することを否定するものでは一切ない。更にいえば、上記のとおり、同判決は、懲罰的損害賠償を命じた外国裁判所の判決について執行判決をすることの可否について判断したものであって、法81条1項1号所定の「法令に違反」における「法令」について制限する根拠となるべき判示や論旨は一切認められない。と主張する（過料通知書47～48頁）。

まず、上記下線部は『不法行為における階層的規範構造』を理解していれば、明確に説明できるところ、同省が規範を混同していることを表している。

最高裁平成9年判決の

我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり（最高裁昭和63年(オ)第1749号平成5年3月24日大法廷判決・民集47巻4号3039頁参照）、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない。もつとも、加害者に対して損害賠償義務を課することによって、結果的に加害者に対する制裁ないし一般予防の効果を生ずることがあるとしても、それは被害者が被った不利益を回復するために加害者に対し損害賠償義務を負わせたことの反射的、副次的な効果にすぎず、加害者に対する制裁及び一般予防を本来的な目的とする

懲罰的損害賠償の制度とは本質的に異なるというべきである。我が国においては、加害者に対して制裁を科し、将来の同様の行為を抑止することは、刑事上又は行政上の制裁にゆだねられているのである。

との判示を素直に読めば、最高裁が

不法行為制度は加害行為に関する損害補填制度（賠償規範）であって、加害行為の一般予防や加害者に対する制裁・抑止を目的とするものではなく、これら予防・制裁・抑止については禁止規範又は命令規範である刑事法規又は行政取締法規に基づく刑事上又は行政上の制裁に委ねられている

と言っていることは明らかである。

同判例は、カリフォルニア州民法典における懲罰的損害賠償の制度は、加害行為の一般予防や加害者に対する制裁・抑止を目的とするものであることから、我が国の法体系においては、これら予防・制裁・抑止については禁止規範又は命令規範である刑事法規又は行政取締法規に基づく刑事上又は行政上の制裁に委ねられ、填補賠償の枠組みを採用する我が国の不法行為制度に懲罰的損害賠償は馴染まないと言ってこれを退けたのである。

これを本件に当てはめれば、刑事法規又は行政取締法規に対する違反がない家庭連合信者等の不法行為事案において、賠償規範に過ぎない民法第709条を根拠に法人解散命令という懲罰的賠償を遙かに上回る究極的懲罰を与えることは許されない。法第81条第1項第1号の解散命令請求の根拠となるべき違反の対象は民法第709条の外にある禁止規範又は命令規範である刑事法規又は行政取締法規であり、これらに違反したことをもって同号の「法令に違反」の要件に該当し、かつ、同号が定める他の要件を充足することで初

めて法人解散命令という懲罰的処分が科されるのである。

第2 過料通知書第4・3「文部科学大臣が、本件宗教法人について（法81条1項柱書き）、解散命令事由に該当する疑いがあると認めたこと」（過料通知書48～53頁）に対する反論

1 「(1)『宗教法人について』『行為をしたこと』『に該当する事由がある』（法81条1項柱書き、同条1項1号）の意義」について

(1) 文科省は、

公益活動のために付与された宗教法人の法人格を維持させることが不適切な場合に解散命令が認められているにもかかわらず、社会実態として宗教法人の活動とみなすべきものには様々なものがあり得るのに、宗教法人の代表役員等の行為でないというだけで「宗教法人について」に該当しないということになれば、解散命令が設けられた趣旨が没却されることから、宗教法人の代表役員等の行為に限られるとするのも相当ではない。このように、「宗教法人について」「行為をした」といえるかどうかは、結局は、ある行為が宗教法人の解散命令の原因たり得るか否かという規範的な判断をすべきものであり、行為者の地位や行為の外形といった形式的な要素で切り分けることは、そもそも解散命令の制度が設けられた趣旨と整合しない。したがって、「宗教法人について」「行為をしたこと」に該当する事由があると認められる行為とは、直接の行為者と当該宗教法人の関係や当該行為者の立場、行為の目的、行為の経緯や態様、行為の効果の帰属やその結果などの事実関係を踏まえ、社会通念上、当該法人の業務ないし活動として行われたものと評価できる行為をいうものと解される。

と主張する（過料通知書49頁）。

まず、上記は東京高裁決定が定立した「宗教法人の代表役員等が法

人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為」という行為判断基準を完全否定するものに外ならない。同基準は同事件上級審である最高裁決定で肯認され、後の明覚寺解散命令請求事件でも踏襲されて裁判上確立されたものであることを無視するものであり、不当である。

同省は、法第81条第1項第1号の行為要件の判断基準を「社会通念上、当該法人の業務ないし活動として行われたものと評価できる行為」とするが、これは判断基準を使用者責任のレベルに引き下げるものに外ならない（乙10「参議院予算委員会議事録」4頁第2段）。使用者責任を定めた民法715条1項の規定は、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることに着目し、被用者が使用者の事業の執行につき他人に損害を加えた場合には、使用者も被用者と同じ内容の責任を負うべきものとしたものとする「報償責任の思想」に基づくものであり（最判昭和63年7月1日民集42巻6号451頁）、宗教法人解散を民事賠償と同レベルで論ずることは、明らかな誤りというほかない。これでは、「報償責任の思想」が最も当てはまる営利企業である会社においてさえ、その解散事由を定めた会社法第824条第1項第3号（旧商法第58条第1項第3号）が「業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。」と規定し、行為者を会社幹部役職員に限定していることと平仄が合わない（最高裁決定平成8年1月30日が宗教法人法と旧商法の解散事由の規定が同趣旨と説示していることについては意見陳述書(1)5～6頁を参照）。

なお、文科省が教科書とする「渡部蕪・最新逐条解説宗教法人法」383頁が「宗教法人が法令に違反するとは、宗教法人の役員または職員がその業務等の執行に関し、違法行為を行っている場合（責任役員がそのような決議をしている場合も入る。）を指す。」と定義していることを同省が知らぬはずもない。

(2) 文科省は、

例えば、刑法上の犯罪は、自然人を主体とするものであって、宗教法人自体がこれを犯すことはできないものであるが、宗教法人自体が主体になり得ないというだけの理由で、法81条1項にいう「宗教法人について」「法令に違反」する行為等につき、刑法上の犯罪はおよそ宗教法人に対する解散命令事由になり得ないと考えるのは、法が宗教団体に法人格取得の道を開いてその保護を図った趣旨に反する事態を招くおそれがあるし、法81条1項の規定上も、「宗教法人について」、同項各号に「該」当する事由があると認めたとき」としており、その文理からしても、宗教法人と法令違反行為等の主体との厳密な一致を必ずしも要求していないと解される（最高裁平成8年決定の原々審である東京地裁平成7年10月30日決定（判例タイムズ890号38ページ。以下「東京地裁平成7年決定」という。）参照）。このように、上記規定を宗教法人自体が主体となる行為に限定する趣旨であるなどと硬直的に解することは上記の観点からも相当でない。（中略）最高裁平成8年決定も、法81条1項に規定する「宗教法人について」「法令に違反」する行為等の意義自体について直接的に判示してはいないが、「原審が確定したところによれば、抗告人の代表役員であった松本智津夫及びその指示を受けた抗告人の多数の幹部は、大量殺人を目的として毒ガスであるサリンを大量に生

成することを計画した上、多数の信者を動員し、抗告人の物的施設を利用し、抗告人の資金を投入して、計画的、組織的にサリンを生成したというのであるから、抗告人が、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められ」と説示し、宗教法人の代表役員のみならず、多数の幹部や信者の行為を捉えて「法令に違反」する行為を認定していることからして、法81条1項に規定する「宗教法人について」「法令に違反」する行為等につき、宗教法人自体が主体となる行為に限定されるとの理解に立つものではないことは明らかである。

と主張する（過料通知書49～50頁）。

しかし、令和4年12月2日法律意見書（乙2）は、同省が上記で批判するような主張などしていない。あくまでも、同意見書は、宗教法人が事実行為の行為主体となり得ないことを前提に、「宗教法人に関わる個人が行った行為を捉えて、社会通念上、宗教法人の行為とみなすことができるか否か」という観点から終始論じているものである。同省は同意見書を理解できなかつたものと思われる。

- 2 「(2) 本件宗教法人について、法81条1項1号所定の解散命令事由に該当する疑いがあると認めることができること」について

文科省は、22件の民事判決で認定された事実が上記1(1)で指摘した使用者責任の基準で家庭連合（本件宗教法人）の業務ないし活動として行われたと評価することができる旨結論づけているが、使用者責任のような緩和された基準で法第81条第1項第1号の行為要件を判断すること自体が誤りである。

- 3 「(3) 本件宗教法人を被告とする不法行為に基づく損害賠償請求事件の判決の事例で指摘される行為は、法81条1項1号の適用対象となる宗教法人の行為(同項柱書き)に該当しない旨の本件宗教法人の主張に理

由がないこと」について

文科省は、東京高裁決定が定立した「宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為であって、社会通念に照らして、当該宗教法人の行為である」とする行為判断基準について、

東京高裁平成7年決定の事案(最高裁平成8年決定の事案)は、宗教法人の代表役員であった者及びその指示を受けた当該宗教法人の多数の幹部が、大量殺人を目的として毒ガスであるサリンを大量に生成することを計画した上、多数の信者を動員し、当該宗教法人の物的施設を利用し、資金を投入して、計画的、組織的にサリンを生成したとの殺人の予備という犯罪行為につき、解散命令の申立てがされたものであり、第一審である東京地裁平成7年決定が、「刑法上の犯罪は、どのような場合に宗教法人の解散命令事由を構成し得るのか」という問題と捉えていることから明らかなとおり、同決定にしても、東京高裁平成7年決定にしても、殺人の予備という犯罪行為を根拠に宗教法人の解散命令が申し立てられた事案における判断を示したものである。既に言及したが、東京地裁平成7年決定がいうとおり、「刑法上の犯罪は、自然人を主体とするものであって、宗教法人自体がこれを犯すことはできない。」ところ、そのように宗教法人自体が犯すことがおよそできない刑事上の犯罪行為について、それであっても、客観的・外形的にみて当該宗教法人の目的の範囲内と認められるものにつき、違法行為がされた場合には解散命令事由に該当し得ることをいうために、同決定や東京高裁平成7年決定は慎重な表現をしたにすぎないと解される（このように解さなければ、法81条1項の適用は、宗教法人の代表者が違法行為に関与したなどの著しく限られた場面に限定されることとなり、宗

教法人制度が濫用され、宗教法人の活動、行為が公益を害し、法によって法人格を認める実質的意義を有しないとき、また宗教法人としての要件を欠き、かつ、一定の事由に該当するときは、裁判所の関与のもとにその宗教法人の解散を命じ、法人格を剥奪することとしたとする同条の趣旨にもとることになる。)

と主張する（過料通知書52～53頁）。

非論理的で論旨不明という外ないが、どうやら同省は上記行為判断基準もまた「事例判例」とであると言いたいようである。しかしながら、裁判所は、大量殺人を目的とする猛毒のサリンガス製造という殺人予備行為が行われた事案においてさえ、社会通念上、宗教法人の行為として看做せるか否かにつき厳格な基準を設けて判断したのである。上記殺人予備よりも遙かに程度の軽い損害賠償請求事案につき、宗教法人の行為と看做せるか否かの判断基準を著しく引き下げることなど許されるはずもない。

なお、上記主張最後の括弧書き部分には文科省の法解釈態度を表す本音が書かれている。同省は、まず最初に「家庭連合の解散ありき」の結論を決め、それに沿うよう徹頭徹尾法解釈のねじ曲げを行い、そのためには確立した判例も平然と否定するのである。およそ法治国家がやることではない。

第3 過料通知書第4・4（過料通知書53頁）については、意見陳述書(1)15～17頁で述べた通りであるので、再論しない。

第4 結論

文科省の法律上の主張には全く理由がないばかりか、法第78条の2が定める報告徴収・質問の前提となるべき法第81条第1項第1号の「法令に違反」の要件の主張が欠落しており、本件質問権等行使が違法であることは明かである。したがって、家庭連合には回答の義務がない。

法律要件の主張欠落は致命的である。

以上